

物品税につきましては、昭和三十七年度にその税負担の大幅な軽減措置を講じたところであります。しかし、その際、小型乗用自動車、カラーフィルム、小型コード及びカラーテレビジョン受像機の四品目につきましては、いずれも開発途上にある物品でありますため、貿易の自由化等に対処して国際競争力を培養することを日途とし、昭和四十一年三月末まで三年間に限り、特別の軽減税率として、小型乗用自動車につきましては一五%，その他の三物につきましては一〇%の税率を適用し、昭和四十年四月から二〇%の基本税率を適用することとしたのであります。

その後のこれらの物品の生産及び取引の推移を見ますと、いずれの物品につきましても、この三年間の生産量の増大、コストの低減、技術水準の向上等には、目ざましい進歩のあとが見られるのであります。

したがいまして、軽減措置はほぼその目的を達成したものとも考えられるのであります。しかし、必しも適当ではないと認められます。そこで、この際税率を漸次段階的に引き上げつつ、二年後に基本税率に戻すよう措置することを適と考え、ここに物品税法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、ただいま述べました趣旨に基づき、小型乗用自動車につきましては初年度一六年、次年度一八%、その他の三税率につきましては、初年度一三%，次年度一六%の税率による経過措置を講じようとするものであります。なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することとしております。

次に、石油ガス税法について申し上げます。

政府は、最近における自動車の燃料用石油ガスの消費の状況に顧み、揮発油に対する課税との権

衡等を考慮して、新たに石油ガス税を設けることとするため、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

この法律案は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、石油ガスの充てん場から移出または保税地域からの引き取り者に対し、石油ガス一キログラムにつき十七円五十銭、一リットルに換算いたしますとほぼ十円の税率で石油ガス税を課することいたしております。

石油ガス税の申告及び納付、免税制度等の所要の規定につきましては、制度の複雑化を避けるため、他の間接国税の例にならって定めることいたしております。

この法律の施行期日は、石油ガスに対し新たに課税を行なうための準備期間等を考慮して、昭和四十一年一月一日といたしております。

なお、石油ガス税の収入額の二分の一は、道路整備緊急措置法の規定により、国の道路整備財源に充当し、他の二分の一は、地方の道路整備財源として、石油ガス譲与税法の規定により、地方に譲与することいたしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、最近における保険の普及状況等にかんがみ、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げることとするほか、納税者の便宜等を考慮して、贈与税の申告書の提出期限である三月十五日まで延長することいたしております。

最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における経済情勢の変化に対応するため、関税率等について所要の調整を行ない、また、最近における外國貿易の実情にかんがみ、開港として二港を新たに追加することとするほか、船用品及び機用品の積み込み手続の簡素化をはかる等のため、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部についてそれぞれ所要の改正を行なう必要があありますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近の経済情勢の変化に対応して、関税率について必要な調整を行なうこととあります。わが国の関税率は、昭和三十六年に全面的に改定の整備をはかる必要があるので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案についてその大要を御説明申し上げます。

第一は、最近の経済情勢の変化に対応して、関税率について必要な調整を行なうこととあります。

第一は、相続人の取得する生命保険金の非課税

限度額を引き上げることであります。御承知のと

り、相続税法においては、被相続人の死亡に伴い相続人が取得する生命保険金について、一定額を控除することとしておりますが、この際、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を現行の五十万円から百万円に引き上げるとともに、損害保険契約に基づく死亡保険金を生命保険金に準じて取り扱うこといたしております。

また、最近における年金制度等の実態に顧み、これらに關する相続財産の範囲及び評価方法を定めるとともに、死亡保険金の支払い証書の提出について所要の規定の整備をはかることいたしております。

第二は、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長することとあります。御承知のとおり、贈与によって財産を取得した者は、その年の翌年二月一日から二月末日までに、贈与税の申告書を提出しなければならないこととなつておりますが、納税者の便宜等を考慮して、現行の贈与税の申告書の提出期限である二月末日を、所得税の確定申告書の提出期限である三月十五日まで延長することいたしております。

第三は、関税定率法に基づく免税制度に関する改正であります。身体障害者の福祉の増進をはかるため、身体障害者用に特に製作された器具等について関税を免除することとし、また、教育の振興に資するため教育用の撮影済みフィルム、ス

ライド、レコード、録音済みテープ等を特定用途免稅の対象とすることとしております。

改正の第四点は、輸入の許可を受けた貨物が許可後引き続き保稅地域または税関長の指定する場所に置かれていた間に、災害等により滅失、変質、損傷した場合に、その貨物について納付された關稅の全部または一部を払い戻すことができるよう規定の整備をはかることがあります。

第五は、最近における港湾施設の整備状況、外國貿易船の出入港状況、輸出入貿易額等を考慮して、新たに開港として兵庫県の相生港及び大分県の大分港を指定することあります。

第六は、船用品及び機用品の積み込みの場合の手続の簡略化及び戻し税制度の手続の簡素化をはかることとするほか、原産地偽表示の防止に関するマドリッド協定の改正に伴い関係規定を整備すること等のため、所要の改正を行なうことあります。

以上が財政法の一部を改正する法律案外四法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で五件の提案理由の説明は終わりました。五件につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(西田信一君) 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

法の特例等に関する法律案、以上参議院先議の四案を一括議題とし、前回に引き続き、四案の質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。
○成瀬幡治君 この前アメリカとの関係についてお尋ねをしたと思いますが、一部修正であります。たとえば、昭和二十九年のときに、資料によりますと、ワシントンで署名をして、三十二年にあって、そのときにもう二重課税の国内法が成立しておるかどうかといふこと、私知りませんが、三十五年のときにまた補足修正が行なわれておる。このときも当然国内法が変わつておる。

十七年にも修正補足されておりますから、国内法が一部改正されておると、こう思うわけですが、ところが、実はその昭和三十七年の今度の昭和四十年度の四十八回国会に提案され、この間にまあ一、三年あるわけですが、いま私が申し上げたように、昭和三十二年あるいは三十五年のときは一部改正がすなはに続いての国会で行なわれてきたのかどうか。それから、三十七年のときは延び延びになつて、八年、九年、四年、二十年、こうなってきた理由を御説明願いたいと思います。

○政府委員(吉国二郎君) 第一次修正は、御承知の米国の開発銀行関係の融資に因しましての利子についての特例でございまして、これは直ちに批准が済んだわけでございますが、第二次につきましては、御承知のとおり、実はわがほうにおきましては国会において三十八年でござりますが御承認を得ましたが、御承知のとおり、アメリカでは上院が条約の審議にあたっては優先権を持つてお

りまして、その上院で実は第二次の修正が非常に遅れておりまして、そのためわがほうの手続は済みましたにかかわらず、先方の手続が済みませんでしたために、第二次の修正は効力を生じていなかつたわけでございます。それが、今回、第二次第三次ともにアメリカの上院を通過をいたしました、第一次については条約が効果を生じたわけでございますが、第三次につきましては、第二次の修正について当方が国会の手続を終了してお

りますのに先方の都合でおくれましたので、第三次について私は私どもこれを先にまた国会にお出しあるということは非常に先方との関係でおかれています。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。
○成瀬幡治君 この前アメリカとの関係についてお尋ねをしたと思いますが、一部修正であります。たとえば、昭和二十九年のときに、資料によりますと、ワシントンで署名をして、三十二年にあって、そのときにもう二重課税の国内法が成立しておるかどうかといふこと、私知りませんが、三十五年のときにまた補足修正が行なわれておる。このときも当然国内法が変わつておる。

十七年にも修正補足されておりますから、国内法が一部改正されておると、こう思うわけですが、ところが、実はその昭和三十七年の今度の昭和四十年度の四十八回国会に提案され、この間にまあ一、三年あるわけですが、いま私が申し上げたように、昭和三十二年あるいは三十五年のときは一部改正がすなはに続いての国会で行なわれてきたのかどうか。それから、三十七年のときは延び延びになつて、八年、九年、四年、二十年、こうなってきた理由を御説明願いたいと思います。

○政府委員(吉国二郎君) 第二次につきましては、わが国では、先ほど三十八年と申し上げましたが、三十六年三月の三十八通常国会で御承認を得ておきましたが、米国の上院で承認がございましたのが三十九年の七月二十九日でござります。

で、その後三十九年の九月の二日に批准書交換をいたしまして、第二次の修正は効力を発生したわけでござります。その際に、第三次につきましては、わが国では、先ほど三十八年と申し上げましたが、米国の上院が承認をいたしましたのが三十九年の七月二十九日でござります。

で、今度こちらで第三次につき御承認を得ますれば、直ちに批准書交換の手続はこれるというか、同時にアメリカの上院が承認をいたしましたので、今度こちらで第三次につき御承認を得ますれば、直ちに批准書交換の手續はこれるというか、こうになっておるわけでござります。先ほど三十八年と申し上げたのは三十六年でござります。三年間も向こうがおくれておったというわけでござります。

○成瀬幡治君 これはどういふよろんな、上院でストップした原因と申しますか、向こうの言い分はどういうことだつたんですか。

○政府委員(吉国二郎君) これはどこの国でも同じでございますが、実は非常にいろいろな理由が、この内容自体に問題があつたわけではないようございまして、他の条約関係がいろいろ問題になつてしまつたという例がござりますし、租税条約についてなかなか上院がうるさくつて、これが上院でつくられてしまつたといふことです。たとえば、アメリカではイギリスと租税条約を結びましたあと、それが上院で新しく結びます方式はほとんどこのアトリビュータブル方式によつております。古い条約のアメリカ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの新しい条約の傾向でございまして、現在日本で新しく結びます方式はほとんどこのアトリビュータブル方式によつております。古い条約のアメリカ、スウェーデンの恒久的施設がございましても、その内容自体は問題がなかつたのでござりますが、

かなり何と申しますか、審議のいろいろなかけ引けと申しますか、そういう面でおくれていたようになります。内容的にはむしろ今回の第三次の重要な内容を持っておりますが、これはわざと早く通つております。

○成瀬幡治君 スウェーデン関係は全面改正といつづらに受け取つております。したがつて、法律として、先方が第二次を終わり、第三次を終わつたとしておるが、第三次については先方の手続がすでに済んでおりましたから、今度はこちらがおくれて手続をいたしましたといふなかつこうになつておるわけでござります。したがつて、第三次については先方の手続がすでに済んでおりましたから、今度はこちらが待たしておるといふなかつこうになつております。

○成瀬幡治君 それはいつ済んでおりますですか。第一回のと今回のと根本的に違うといふたとふうに受け取つております。したがつて、法律の一部修正ではなくて全面改正となつておるわけですが、第一次のと今回のと根本的に違つといふたとふうに受け取つております。したがつて、それはどういふ点でしようか。

○政府委員(吉国二郎君) スウェーデンとの租税条約に関する法律につきまして全文改正をおきまして、現在日本がアトリビュータブル方式によつて従来はスウェーデンとの条約におきまして、かなり立て方を変えた点がござります。一つは、従来はスウェーデンとの条約におきまして、現在日本がアトリビュータブル方式、帰属主義に改めたわけでござります。

まず、直ちに批准書交換の手續はこれるというか、同時にアメリカの上院が承認をいたしましたので、今度こちらで第三次につき御承認を得ますれば、直ちに批准書交換の手續はこれるというか、こうになっておるわけでござります。先ほど三十八年と申し上げたのは三十六年でござります。三年間も向こうがおくれておったというわけでござります。

○成瀬幡治君 これはどういふよろんな、上院でストップした原因と申しますか、向こうの言い分はどういうことだつたんですか。

○政府委員(吉国二郎君) これはどこの国でも同じでございますが、実は非常にいろいろな理由が、この内容自体に問題があつたわけではないようございまして、他の条約関係がいろいろ問題になつてしまつたといふことです。たとえば、アメリカではイギリスと租税条約を結びましたあと、それが上院で新しく結びます方式はほとんどこのアトリビュータブル方式によつております。古い条約のアメリカ、スウェーデンの恒久的施設がございましても、その内容自体は問題がなかつたのでござりますが、

五%にしておりましたが、それを利子、ロイアルティーについて一〇%，親会社については一五%といふことに修正をいたしました点が大きな点でござります。

たために、国内法上の手続がほとんど変わりますので、むしろ全文改正をしたほうがいいというのを全文改正をお願いしたわけでございます。条約自体は一部修正でございます。

ナダ、フランス等は、相手国はもうすでに承認を与えておりましょうか。

○成瀬幡治君　日本の國が他國との間にこうした
条約を結んであるところは十二カ国くらいあるよ
うでございますが、ほかに目下折衝中だというよ
うなところもあると思いますが、日本として早く
結んだほうがいいじゃないかとうところでせつ
かく努力しておられるのは、どんな國がございま
しょうか。

○政府委員(吉國二郎君)　ただいまままでに内容的にすでに固まつて署名を待つてゐるところが、セイロン、それからアラブ連合の二国がございます。これは内容はほとんど固まつております。正式署名が残つておるという形でござります。

それから、ドイツとの間にはすでに二回折衝をいたしまして、かなり実は重要な点で問題が残つておりますが、先方も早く締結をしたいという気持ちでおりますし、西独との関係はわが國も非常に重要でございますので、でき得れば早く交渉を妥結いたしたいと。残つております点は、おもな点は三点くらいということで、これも今後の折衝によつて解決するのではないかという期待を

持つてゐるわけでもないまま。

○成瀬幡治君　両国間のある程度の交流ですね。
そういうものがなければ進まないだらうといふこと、
とも、また必要じやないかといふこともわかります
が、たとえば南米のブラジルなんかは、相当日本
との交流もあるわけなんですが、こういふところ
などころはどういうまあ結ばぬでも必要はない
いというのか、あるいは相手国の国情とかいう、
どういうよくな——これは全然考える対象になら
ぬのですか。

は非常に注目しております、アルゼンチンに対するものからして、南米諸国が租税条約自体をやつておらず、そういうようなことをございまして、話がまだ進まないという状況でございます。

○成瀬勝治君　そうすると、いまお話を伺いますと、ブラジルとかアルゼンチン、そういうふうな南米諸国は、ほかの国とともに、うそいことばつたないといふふうなことをございまして、

○政府委員(吉国二郎君) さようでございまして、租税条約といふものに向こうはなじみがないわけなんでござります。同じようなことは日本とフィリピンの間にもございまして、フィリピンなどいないんだと。

どは非常に通商的にも大きいものでございますから、何べんかこちらは持ちかけてはいるんです
が、フィリピン自体がこどもやつてない。最近
近アメリカとようやく調印をした。それで、これ
からフィリピンもひとつ何かできるんぢやない
かという感じがございますが、まあフィリピンの
場合は通商航海条約が批准になつていらないとい
うようなことがござります。しかし、できれば条約
の交渉くらいは始めたいと思って、いろいろ研究
いたしております段階でございますが、南米諸国
が大体まだ租税条約自体に固として踏み切つて
ないところが多いのでござります。そういう關係
で接触ができるないということでござります。

○成瀬幡治君　日本の人でいいますと、そういう

恩典が受けられることになりますですね。同じ投資でも、アメリカにした場合は二重課税の問題で恩典がある。ところが、ブラジルだと、あるいは日本で一番よく投資しておるアルゼンチン、そういうようなところに対しても恩典がないということになりますが、そうしたような場合には、国内で何か別途考慮しておりましようか。

先方の国の税額を我が国の税額から控除するといふやり方、二つの大きな方法があります。わが国では、国内法につきまして、租税条約の定めのない相手国に対しましても、わが国のたとえば国内の法人が先方に支店を持って、そしてそこで課税を受けます場合に、その支店の所得を含めてわがほうでまた課税をいたしますが、その際に支店の所得で先方の国の発生源泉と認められる部分につきましては、それに対する税額をわが国の税法の税率の範囲内で控除してやることによっておなり

あります。これは条約がなくともやることにいたして
おりますので、その点は免除が受けられる。た
だ、たとえば利子でござりますとか、配当とか、
そういうふうなものにつきましては、源泉徴収税
率を、たとえば条内がござりますとお互いにこの割

○成瀬幡治君 私もその説明は実はわかるわけなんですが、ブラジルがどのくらいの税率をとつておられますから、完全な排除ができる可能性があるわけでございますが、条約がございませんと、そういうものに高い税率をかけられておる場合にこちらが控除がし切れないということが起こり得るわけでございます。しかし、一般的に申しまして、大体二重課税排除の面はわが国内法でかなりはかられていますので、南米に進出した企業につきましても、その点は全部向こうでかけられますが、税額に対して、わがほうの税法を適用して課税されるべき税額の範囲内であれば、控除が働くようになります。

いるのか、あるいはアルゼンチンがどのくらい

税率が知りませんけれども、かりにまあ日本の
うが低いと、引こうにも引きようがないわけな
だね。そういうふうな不便さといふものは、い
のところ問題として出ていないのですか。
○政府委員(吉国三郎君) 私もいままで税額が
き切れないで困るという話は聞いておりません
は、一つは、南米に進出しております企業は、
店形態をとりますんで、向こうで合弁会社の型
とつてあります。したがいまして、子会社とし
向こうで異兌をして、るりで、もう少し配当

からへ参りますと二重課税の問題が起るところをましで、一昨年からわがほうでは配当につきまして間接税額控除をいたしましたので、その点でござぶん緩和されていると思います。でございまして、二重課税がひど過ぎるという声は、いまのところ南米諸国に進出した企業からは特段聞いておりませんですが、租税条約を締結いたしますと、二重課税防止だけではなくて、人事交流につきしてもいろいろ便宜が出てまいります。課税環境で、とうとう面から申しましてやはり租税を

を推進したほうがいいということは申せます。が、現在のところ企業の進出に非常な支障を与えてるということはないようです。

○成瀬権治君　まあ問題がなければいいと思いつつ、もう一つ問題ができます。そいうふて有長等でござります。

それで問題でござるが、それで、何を今
いっては租税条約そのものが考慮されないといふ
うなことがあれば、これは考えていただく。当
を考えられることだと思いますが。
統いて、日本の国から資金が出ていく場合に
国の資本が海外に進出する場合に、大蔵省でい
いろと指導もされるだろうし、通産等も関係が
てまいることと思いますが、一休すめるとか
とめるとか、どちらだということをおかしいこ
だと思いますが、どうも業種等によつては制限
される。たとえば、向こうへ行つてその方は必
利潤を得る見通しがないから許さぬぞというそ
の某課でやつてしまふ。ところが、企業を經營
判断は、大蔵省の外資課でやつてみたり、通産

る、その計画をする人は、必ず自分が進出したらもうかつて、一億回こうへ持つていけば、二年先にはこれを一億二千万にするあるいは二億にするのだという。そういう見通しを立て、だれも損することを好んでおやりになるとは思わないわけですけれども、そういうような点について、もう少し企業の自主性というか、そういうようなことについては全然尊重せずに、もっとやはり外資は、日本のお金は大事にしなければならぬといつて締めているものか、その辺はどうなっているのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 私の所管でないので間

違つたことを申すといけないと思いますので、場

合によりましては、次の機会に国際金融局の担当

者を呼んでお聞きいただきたいと思います。おそ

らく、私の想像では、それほど自主性を縛つては

いないと思っているのですが、現に進出

して収益があがつていているところもございます。あ

がらないところもござりますが、必ずしも全面的

に締めあげているということではないと思います。

国際協力の関係等もござりますので、全体の計画

をにらんでいるということはあると思ひますけれども、海外進出が非常に抑えられているという、

非常に何と申しますか、計画がすさんであれば別

でござります。実体的に計画が成り立つてゐるも

のは、かなり進出もいたしております。詳しいこ

とは、専門ではございませんので、間違つたこと

を申すといけません。

○成瀬幡治君 これは委員長にお願いしておきま

すがね、実は私はたくさん知つておられるわけですが、

計画をされると、大蔵省、通産省のこれは協議事

項になつてきているようですか、そういうところで

とめられちゃう。そうしますと、事は企業ですの

で、やはりチャンスがある。これが一年、二年お

くれたら、相手の売りものを買いそこなつちまう

といふようなところがある。こういうような問題

とめられちゃう。そうしますと、事は企業ですの

で、私は少しこの次にこの問題について質疑をする機会を与えていただきたいと思います。

○委員長(西田信一君) 承知しました。

○成瀬幡治君 それから次に、資料としてお出し

願つたことについて一、二お尋ねしておきたいと

思います。技術に対しても注意をいたしており

ますので、大体年度別にどれくらいになつてお

るか、その

予算の上でも配慮をいたしておりますが、税法の

料を払つておるわけなんですね。この四カ国でも

四百八十三億お金を実は払つておられる。これは

国際收支の面から見れば非常に大きな問題で、御

案内のとおりに、技術の問題ですからね、だんだ

んこれはふえていくこと

ことです。日本の国で

生産が上がれば上がるほどふえるだろうし、こう

いうよ

うなことにつけてはどういうよな方向に

今後なつていくだろうか。国際收支が少しでも赤

字になれば日本の国で大騒動せなくちゃならない

ような問題なんですが、それかといつて、これを

とめるといふこともなかなかへんなことだと

思ふ。まあどのくらいのキャッシュティーまでいく

ような見通しをお立てになつておるのか。これも

大きな見通しの問題であるから、わしの守備範囲

じやないと吉國さんは言うかもしかねが、どんな

ことを議論されておるのでしようか、大蔵省内で

は。

○政府委員(吉國二郎君) この四百八十三億と申

しますのは、この四カ国ほか全体の合計でござい

ます。

○成瀬幡治君 なるほど。

○政府委員(吉國二郎君) 外国技術の使用料、外

国技術の導入につきましては、これはかなり通

産、大蔵当局でいろいろ審査もいたしておりま

す。主として国際収支の改善という観点を強く見

てやつておるわけでござります。しかし、技術導

入をいたしますれば、たとえば国内の国産化がで

きまして、外貨の支払いを節約できる、そういうことにな

るわけでございまして、そういう点を非常に強く

見ておるのが事実でござります。したがいまし

て、技術導入をいたしますと、どうしても支払い

のほうがあふえますが、それ以上のプラスがあるよ

うに十分審査をいたしていくというのが事実でござ

ります。

なお、国際収支につきましては、国際金融局で

も長期の姿を描いておりますし、その際にこの貿

易外の支払いについては特に注意をいたしており

ますので、大体年度別にどれくらいになつてお

るか、その

予算の上でも配慮をいたしておりますが、税法の

料を払つておるわけなんですね。この四カ国でも

四百八十三億お金を実は払つておられる。これは

国際收支の面から見れば非常に大きな問題で、御

案内のとおりに、技術の問題ですからね、だんだ

んこれはふえていくこと

です。たとえば、試験研究用

機械につきましては同時に償却を認める、試験研

究費にいたしましても、繰り延べ資産にいたしま

す。たとえそのとき経理

取りを願いたいと思います。

○成瀬幡治君 政務次官に意見として申し上げて

おきたいわけですが、もともとこういう技術を買

うということは、日本の国の教育の基本的なあり

方なんですね。文科と理科系統というのですか、

いまでも比率は文科が七で理科が三くらい。もつ

とあるいは私学まで入れてしまふと相当、八対二

くらいになつてしまふじゃないかと思うのです

ね。で、しかもこういうことには金をかけないと

いうわけです。せめて、この四百八十三億を支払

うなら、このうちの一割ずつ年々払つていって

も、私はたいへんなことだと思うのです。

ですから、どつちみち金を使つていつものなら

ば、外國に支払うということより、国内で使うと

いうなら國內で使わせたほうが、大きな見通しと

してはいいわけなんですね。

ですから、文部省あるいは科学技術庁等は、私

は相当泣きを大蔵省に入れるだらうと思う。大蔵

省は予算をやるときにはおそらく、こういう問題

についてはまあまあというので、削るほうにお回

りになるだらうと思う。ですが、こういう国際收

支の面、特に技術なんということは、大きな立場

で見れば、何といつたってこれから国策上最優先

に考えていかなきゃならぬ問題だと思うんです。

ですから、まあこれはそういう立場から大蔵省も

十分考えておみえになつておると思ひますけれども、結果はたいへんなことで、これは国民がだ

んだん細っていく政策のあらわれだと思います。

太らすような政策にこれは切りかえもらいた

い。これは政務次官のほうに御要望を申し上げて

おきたいと思います。どうですか。

五

くせりの手段をとつてゐるといふうに考えております。

○政府委員(鍋島直紹君) 税法の関係は、いま吉國調査官から申し上げましたが、大きな国の政治の問題として、外國に技術の使用料を五百億近く払つておつて、そのような状態よりも、少なくとも一割でも二割でも日本の科学技術の振興のほうに、特に文部省等々はその担当でございますが、その方向に金を出すことによつて、できるだけ外貨が外國に行かないよう、しかも日本の科学技術が振興するように、大きな日本の国としての政治の方向をとつていくことにつきまして、

は、そのとおりだと思います。したがいまして、この点はさらに、それぞれ研究機関もございます、次官会議とかそのほかござりますので、その点でまた十分研究をして、御要望の点にこれはもう全面的に沿うように努力をいたしたいと思いま

す。

つけ加えて申し上げますが、実は先ほど吉國調査官に御質問がありました、日本の資金が外國に投資される場合、大蔵省あるいは通産省で相当規制しておるのじやないかと、こういうことなん

で、実はこれは私自身もその点につきまして大蔵省に参りましていろいろ、二、三の問題にひつかつたことがあるので、これは個人的な見方でござりますが、ちょっとだけお答えをしておきたいと思います。

国際金融局と話し合い、またその実情を見ますと、非常に優秀な投資もありますけれども、実際上国内におけるまあ信用力といいますか、そういうものがあまりないが、外國に行って一山当てようといふよなこともあるわけでございまして、その辺の判断について非常に実は困つておる。したがつて、その辺の規制がどの点で行なつていくかと、ということに苦慮しておりますといふのが実情のようございます。詳しくはいずれ国際金融局から御答弁すると思いますが、そいつたことがあって多少の規制はやつておる事実がございますので、この点も再度御質問につきましては、国際金

融局とよく話をしまして、お答えをこの次くらいにいたしたいと考えております。

○委員長(西田信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記を始め。

他に御発言もないようありますので、四案につきましての御質疑は、本日はこの程度にいたします。

これにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、財政法の一部を改正する法律案

一、物品税法の一部を改正する法律案

一、石油ガス税法案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、關稅定率法等の一部を改正する法律案

第七条 昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出の決算上の剩余金についての第六条の規定の適用については、同条第一項中「二分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで その価格の百分の十三

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十二号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

附則第三条第四項を次のように改める。

一 新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの

4

二 新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機)をい

う。)

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十六

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項を次のように改める。

一 新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの

二 新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機)をい

う。)

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十八

附則第三条に次の二項を加える。

5 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を单一

の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないものに課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 施行日から昭和四十年三月三十一日までその価格の百分の十

二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで その価格の百分の十六

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十三

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項を次のように改める。

一 新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が十七センチメートル以下のもの

二 新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機)をい

う。)

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで その価格の百分の十八

附則第三条に次の二項を加える。

5 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現像を行なうことができる乳剤を单一

める。

附則第一 号に掲げる 物品种	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年十一月三十日まで	昭和四十年十二月一日	百分の三十
附則第一 号に掲げる 物品种	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年十一月三十日まで	昭和四十年十二月一日	百分の三十
附則第三 条第一項に規定する物品种	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の二十
附則第三 条第二項に規定する物品种	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日	百分の二十
附則第三 条第四項に規定する物品种	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十六
附則第三 条第五項に規定する物品种	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで	昭和四十一年四月一日	百分の十八
附則第三 条第六項に規定する物品种	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
附則第三 条第七項に規定する物品种	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の十三
附則第三 条第八項に規定する物品种	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の十六
附則第六 条第一項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若し は当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆 軍隊の構成員等によって同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を 同表の第三欄に、「同表の第三欄」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同項の表の第四欄に掲げる」に改 る。	昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
附則第六 条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若し は当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆 軍隊の構成員等によって同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を 同表の第三欄に、「同表の第三欄」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同項の表の第四欄に掲げる」に改 る。	昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
附則第六 条第三項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若し は当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆 軍隊の構成員等によって同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を 同表の第三欄に、「同表の第三欄」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同項の表の第四欄に掲げる」に改 る。	昭和四十年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
附則第六 条第四項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	五個	二十個
附則第六 条第四項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円	二十個
附則第六 条第四項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円	十個
附則第六 条第四項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二十個	二十個
附則第三 条第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日	二十個	二十個
附則第三 条第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日	二十個	二十個

改め、同条第二項第一号中「附則第三条」を「及び附則第三条」に改め、「及び同条第四項第一号から第四号までに掲げる物品」を削り、同項第三号を次のように改める。

ハ 昭和四十二年四月一日 その価格の百分
の四
附則第十二条に次の二項を加える。
第一項の表の上欄に掲げる物品で同項の規定
による物品税額を徴収された、又は徴収される

附則第三条第五項に規定する物品	昭和四十年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	六百万円
附則第三条第六項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	六百万円
昭和四十年四月一日	六百万円	六百万円
昭和四十年四月一日	六百万円	六百万円
昭和四十年四月一日	三十個	三十個

附則第六条中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若し
くは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆
国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を
「同表の第三欄」に、「同表第三項本文」を「新法第二十条第三項本文」に改め、「第五項本文」の下に「(こ
れらの規定を租税特別措置法第八十八条の二第五項において準用する場合を含む)」を加え、「新法第
十四条に規定する」を「それぞれ同表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第十二条第一項中「同表の下欄」を「それぞれ同表の下欄」に、

附則第三条第四項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	五個
附則第三条第四項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第四項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	十個
附則第三条第四項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	

昭和四十年四月一日

ハ 昭和四十二年四月一日 その価格の百分の二

附則第十二条第二項に次の一号を加える。

四 附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品で、前項の規定により次に掲げる日にその製造に係る製造場から移出したものとみなされるもの それぞれ次に掲げる税率

イ 昭和四十年四月一日 その価格の百分の三

ロ 昭和四十一年四月一日 その価格の百分の二

製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、新法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

石油ガス税法案

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条・第十条)

第三章 免税及び税額控除等(第十一条—第十五条)

第四章 申告及び納付等(第十六条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条—第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油ガス税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素(炭化水素とその他の物との混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む。)で温度十五度及び一気圧において氣状のもの(一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く。)をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条又は架線のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを石油ガス充てん場に充てんする場所をいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 国税法(昭和二十九年法律第六号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガス(以下「課税石油ガス」という。)は、この法律により、石油ガス税を課する。

(納稅義務者)

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者(以下「石油ガスの充てん者」という。)は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

第五条 課税石油ガスを保税地域から引き取る者は、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2 課税石油ガスを保税地域から引取り等とみなす場合

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなし、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなして、この法律(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

第六条 石油ガスをその保税地域から引取りるものとされる場合には、その消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引取り等とみなす場合に該するものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスがその保税地域から引取り等とみなす場合には、当該石油ガスをその保税地域から引取り等とみなす場合に該するものとみなす。

第七条 石油ガスをその保税地域から引取り等とみなす場合には、その消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引取り等とみなす場合に該するものとみなす。

第八条 石油ガス税の納稅地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものの所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第九条 石油ガス税の納稅地は、政令で定める限りでない。

第十条 石油ガス税の税率は、課税石油ガス一千ログラムにつき、十七円五十銭とする。

2 課税石油ガスの重量量とする。

第十一條 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

第十二條 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することがで

きないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれら

の規定に係る罰則を除く。)を適用する。

第十三條 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんするため当該石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた者があるときは、その者

を石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスと、その取付けを石油ガスの充てん場からの移出とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第十四條 石油ガスをその石油ガスの充てん場に当該課税石油ガスをその石油ガスを輸出されたことを証する書類と

から移出したものとみなす。

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないととなつた

日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出されたものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が当該充てん場から移出されたものとみなす。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなお石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出されたものとみなす。

(石油ガスの充てん者等とみなす場合)

第七条 石油ガス税の課税標準及び税率

第八条 石油ガス税の納稅地は、石油ガスの充てん場から移出された場合に該するものとみなす。

第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る所において消費される場合に該するものとみなして、前項の重量量とする。

第十条 石油ガス税の税率は、政令で定める。

2 課税石油ガスの重量量とする。

第十一條 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の輸出する目的で

課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

第十二條 石油ガス税の課税標準は、同項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に、当該課税石油ガスの輸出に関する明細書及び当該

課税石油ガスが輸出されたことを証する書類と

して政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政

令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税關の税務署長又は税關長から交付を受けた亡失證明書をもつて第一項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免稅)

第十二条 石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に、当該課税石油ガスの前項に規定する明細書及び当該前項の規定を証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、當該課税石油ガスの移入の目的、重量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日か

ら十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出しなければならない。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して貯置すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実(第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合は、この限りでない。

(引取りに係る課税石油ガスの特定用途免稅)

第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引き取るに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合に、この限りでない。

2 税關長は、前項の承認をする場合には、その申告の書類に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日か

所在地の所轄税務署長の證明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請書が第二十二条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税關長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場合について石油ガス税の保全上特に不適当と認められる場合には、

税關長は、その承認をしてはならない。

5 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガスについて、第二項の規定により税關長が指定した期限まで同項に規定する證明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する證明書に代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(免稅の表示)

第十四条 第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保税地域から引き取るときは、若しくは徴収されるべき石油ガス税額を控除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合に、この限りでない。

2 税關長は、前項の承認をする場合には、その申告の書類に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日か

充てん場から移出した課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税)を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足

3 前項の規定による申告をした者は、施行日に

おいて、第二十三条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

4 第二項及び第三十条第三号の規定は、第二項に規定する者で施行日から一月以内に同項の石油ガスの充てん業を廃止することとなるものについては、適用しない。

(関係法律の一部改正)

5 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第七百七十五号)の一部を次のように改正する。

6 第七条第一項中「若しくはトランプ類の製造者」を、「石油ガス若しくはトランプ類の製造者(石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。)」に改め、「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、「若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」を、「石油ガス若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」に改める。

7 第七条第一項中「若しくはトランプ類の製造者」を、「石油ガス若しくはトランプ類の製造者(石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。)」に改め、「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、「若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」を、「石油ガス若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」に改める。

8 第七条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分を次のように改正する。

9 第十四条第二項中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

10 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

11 第十九条法律第百三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

12 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

13 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

14 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

15 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

16 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

17 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

18 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

19 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

20 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

21 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

22 第十九条法律第百三号の一部を次のように改正する。

23 移出する石油ガス税法に規定する課税石油ガスで次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油ガス税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するため購入するもの

24 二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設・維持又は運営の事業をするために消費するもの

25 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた課税石油ガスで所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、第九条第二項中「製造者」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

26 第十一条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

27 第十二条第一項中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

28 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

29 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

30 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

31 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

32 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

33 第十二条第一項中「前二条を「前三条」に、又は「第三条」と総称する。」に改め、同条第二項中「揮発油税及び地方道路税」を、「地方道路税」に「石油ガス税」を加え、「製造されたを「製造され、又は運輸される」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と訳み替えるものとする。

十四号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「揮発油

税の収入額の予算額」の下に「の全額及び石油ガ

ス税の収入額の二分の一に相当する金

額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算

額」という。)を、「揮発油税の収入額の決算額」

の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の決算額」

の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮

発油税等の収入額の決算額」という。)を加え、同項

同項第一号及び第二号中「揮発油税」を「揮発油

税等」に改める。

道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三

十五号)の一部を次のように改訂する。

第一条第一項中「揮発油税の収入額に相当す

る金額」の下に及び石油ガス税の収入額の二分

の一に相当する金額」を加える。

16 国税徴収法(昭和三十四年法律第六百四十七号)

の一部を次のように改訂する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油

ガス税」を加える。

17 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の

一部を次のように改訂する。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「(石

油ガス税については、石油ガスの充てん場とす

る。)」を加える。

相続税法の一部を改訂する法律案

相続税法の一部を改訂する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部

を次のように改訂する。

第三条第一号中「生命保険契約の保険金

の下に又は損害保険契約の保険金(偶然な事故に

基づく死)に伴い支払われるものに限る。)」を加

え、同項第五号中「定期金受取人の生存中」を

「定期金受取人に対しその生存中又は一定期間に

わたり」に、「継続して定期金」を「定期金又は一時

金」に、「定期金受取人となつた場合」を「定期金受

取人又は「一時金受取人となつた場合」に改め、「当

該定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加

える。

第六条第三項中「定期金受取人」の下に「又は一

時金受取人」を加える。

第十二条第一項第四号中「五十万円」を「百万円」

に改める。

第二十四条第一項に次の一号を加える。

四 第三条第一項第五号に規定する一時金につ

いては、その給付金額

第二十六条に次の二項を加える。

二 前項の保険料の合計金額及び保険金額の計算

に関する必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項中「二月末日」を「三月十五日」

に改める。

第五十九条第一項中「生命保険金」の下に「若し

くは第三条第一項第一号に規定する損害保険契

約の保険金のうち政令で定めるもの(以下本項に

おいて「保険金」という。)を加え、同項第一号中

「生命保険会社」を「保険会社」に改める。

附 则

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す

る。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)第三

条、第六条、第十二条及び第二十四条の規定

は、昭和四十年四月一日以後に相続若しくは遺

贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含

む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効

力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得

した財産に係る相続税又は贈与税について適用

し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により

取得した財産に係る相続税又は贈与税について

は、なお從前の例による。

3 新法第二十八条の規定は、昭和四十年分以後

の贈与税について適用し、昭和三十九年分以前

の贈与税については、なお從前の例による。

4 新法第五十九条第一項第一号の規定は、昭和

四十年五月一日以後に支払う同号に規定する保

険金について適用し、同日前に支払う同号に規定する保

険金については、なお從前の例による。

5 関税定率法等の一部を改訂する法律案

(関税定率法等の一部を改訂する法律)

第一條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四

号)の一部を次のように改訂する。

第二条中「船用品」又は「機用品」及び「

第九号又は第十号」を削る。

第四条第四項中「第十条」を「第十条第一項」に

改める。

第十条の見出しを「(変質、損傷等の場合の減

税又はもどし税)」に改め、同条に次の二項を加

える。

2 輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後

号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)

の規定により税關長が指定した場所に置かれ

ている間に、災害その他やむを得ない理由に

より滅失し、又は変質し、若しくは損傷した

場合においては、政令で定めるところによ

り、その開税の全部又は一部を払いもどすこ

とができる。

第十四条に次の二項を加える。

十六 身体障害者用に特に製作された器具そ

の他これに類する物品で政令で定めるも

められるものに限る。)」の下に「若しくは教育用のファイルム(撮影済みのものに限る)、スライド、レコード、テープ(録音済みのものに限る)」その他これらに類する物品」を加え、同項中第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七 削除

第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十

号」を「第十条第一項」に改める。

第十九条第一項中「、その輸入の許可の日か

ら二年(第三項の規定により製造されたものに

ついては、一年以内において税關長が指定する期間)以内に」を削り、同項に後段として次のよ

うに加える。

この場合において、開税の軽減又は免除

は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の

許可の日から二年(第三項の規定により製造

されたものについては、一年以内において税

關長が指定する期間)以内にされることが要

件とする。

の間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船用品又は機用品を積み込もうとする者は、政令で定めるところにより、税関（税關が設置されていない場所においては税關職員。以下本条において同じ。）に申告し、その承認を受けなければならない。

第二十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、政令で定めるところにより、税關に申告し、その承認を受けなければならぬ。ただし、遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港し、その船用品又は機用品を積み込むことについて緊急な必要がある場合において、税關職員がないときには、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

第二十三条规定の三項を加える。

4 税關は、第一項の承認をする場合においては、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、税關は、その指定した期間を延長することができる。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品の積込みを終えたときは、政令で定めるところにより、直ちにその事實を証する書類を税關に提出しなければならない。

6 第一項の承認を受けた船用品又は機用品が第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、当該承認を受けた者から、直ちに

にその関税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品が保稅地域に入られた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税關長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

第二十六条中、「第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）」を加える。

第七十一条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「直接又は間接に偽った表示」を「直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に改め、同条第二項中「原産地の表示に偽り」を「原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第七十六条第一項中「表示」を「表示等」に改め、第七十七条第一項中「直接又は間接に偽った表示」を「直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第七十八条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「直接又は間接に偽った表示」を「直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に改める。

第八十四条第四項中「表示が」を「表示等が」に、「原産地を偽つた表示」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改め、第八十五条中「表示が」を「表示等が」に改め、第八十六条中「表示等が」に改め、第八十七条の見出し中「表示」を「表示等」に改め、同条第一項中「表示が」を「表示等が」に、「原産地を偽つた表示」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改め、同条第二項中「原産地を偽つた表示」を「原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示」に改め、同条第三項中「表示が」を「表示等が」に改め、第六条中「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち、温度十五度における比重が〇・八七五七をこえ、〇・九〇三七以下のもの（温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもので、温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）」を「重油（関税定率法別表第二七一〇号の一つに掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの並びに同号の一つに掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらの中のものを除く。）」のうちに、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第五百五条第一項第五号中「（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免稅）」を「（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免稅）」に改め、免除を受けた貨物の下に「若しくは同項の規定による關稅の払いもどしに係る貨物」を加え、「その製品」を「これらの製品」に改める。

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のよう改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、第六条中「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち、温度十五度における比重が〇・八七五七をこえ、〇・九〇三七以下のもの（温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもので、温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）」を「重油（関税定率法別表第二七一〇号の一つに掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの並びに同号の一つに掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらの中のものを除く。）」のうちに、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第一項中「関税納付済みの原油（以下「関税納付済み原油等」という。）」を「関税納付済みの原油等」に、「同号」を「関税定率法別表第二七一〇号」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 第七条第六項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。

第七条の五第一項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された重油」を「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち関税納付済み原油等から本邦において製造された重油」に改め、「そ

一項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

5 アンモニア系窒素肥料の製造者が、関税納付済みの原油又は関税定率法別表第二七一〇号に掲げる粗油（以下「関税納付済み原油等」という。）から本邦において製造された同号に掲げる揮発油を税關長の承認を受けた製造工場で昭和四十一年三月三十一日までにアンモニア系窒素肥料の原料として使用した場合に是、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮發油につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該製造者が当該揮發油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、これをその者に還付する。

6 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮發油について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税關に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の二及び第七条の三中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「関税納付済みの原油（以下「関税納付済み原油等」という。）」を「関税納付済みの原油等」に、「同号」を「関税定率法別表第二七一〇号」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 第七条第六項の規定は、前項の規定により還付を受けようとする者について準用する。

第七条の五第一項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された重油」を「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち関税納付済み原油等から本邦において製造された重油」に改め、「そ

同表第二二五二四号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第二六〇一号を次のように改める。

一一六〇一

金属鉱（精鉱を含むものとし、硫化鉄鉱にあつては、銅、ニッケルを限る。）

ては焼いたものに限る

当該年度における国内需要見込数量を控除した数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

七 アンチモン鉱

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

一號の次に次のように加える。
コーケス及び半成コーケス（
でい炭から製造したものに限

同表第二七〇九号の適用期限の欄中「
同表第二七一〇号を次のように改める。」

石油(原油を除く。)及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除

石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。）

	無税	無税	二三・五%	無税
昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月
昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月
昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月
昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月	昭和四一年三月

(H) 撥発油 口 その他のもののうち政令で定める

卷之三

(四) 重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料諜税）の税關長の承認を受けたもののを含む。以下この号において同じ。)

(2) その他のもの

溫度一五度二

○三七をこえ、○・九二七三以下
のもの

(1) の 製油の原料として使用されるも

(2) その他のもの

卷之三

八 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

の 二

(2) その他のも

(五) 潤滑油(流動・バラフインを含む。)
口 その他のもののうち伸展油(温度

の厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)

七六〇六

アルミニウム製のより線、網、組ひもその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものと除く。)のうちより綫

一一一% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月

アルミニウム製のより線、網、組ひもその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものと除く。)のうちより綫

一一一% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月
一一三% 昭和四一年三月

同表第七八〇一号、第七九〇一号、第八〇〇一号及び第八〇一三号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八一〇四号を次のように改める。

八一〇四

卑金属及びその製品(他の号に掲げるものを除く。)

二塊・粉、フレーク及びくず

三) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク

一キログラムにつき四円

昭和四一年三月
三二日

同表第八四五号の品名の欄中「被加工物の孔の内面のはかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に」を「砥石軸を一本有するもので、被加工物の孔の内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四〇年三月三一日」を「昭和四一年三月三一日」に改め、同表第八四五二号を次のよう改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械(電子計算機機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機械

(一) 計数型電子計算機械(計算機本体、これと電気的に接続して作動する入

力機、出力機、出入力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁

気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。)のうちカード式の入力機及び入

出力機(読み取り速度が毎分八〇〇枚以上のものに限る。)、ラインプリンター(四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分九〇〇行をこえるものに限る。)及び記憶機(磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒九〇〇、〇〇〇字以上のもの

の、磁気ドラム式で記憶容量が四〇〇〇、〇〇〇字以上のもの、磁気円板式のもの及び磁気カード式のものに限る。)並びにこれらに附属する制御機

の、磁気ドラム式で記憶容量が四〇〇〇、〇〇〇字以上のもの、磁気円板式のもの及び磁気カード式のものに限る。)並びにこれらに附属する制御機

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

ただし、第一条中関税定率法第二条並びに第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、第二条中関税法第四条第五号、第十二条、第二十

三条、第二十六条第九十七条第一項及び第一百四条の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭

和四十年七月一日から施行する。

改正後の關稅定率法第十条第二項の規定は、昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物で同項の規定に該当するものについて適用する。

第一項ただし書に定める施行日前に關稅定率法第十五条第一項第六号又は第七号の規定により關稅の免除を受けた貨物については、なお從前例による。

第二項ただし書に定める施行日前に關稅定率法第十五条第一項第六号又は第七号の規定により關稅の免除を受けた貨物については、なお從前例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる貨物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる貨物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改訂する。

第二十二条の三第一項中「(変質又は損傷による減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はもどし税)」に、「同法第十条に規定する」を「これに当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改め

る。

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一一部を次のように改訂する。

第二十二条の三第一項中「(変質又は損傷による減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はもどし税)」に、「同法第十条に規定する」を「これに当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改め

る。

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改訂する。

第二十二条の三第一項中「(変質又は損傷による減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はもどし税)」に、「同法第十条に規定する」を「これに当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改め

る。

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一一部を次のように改訂する。

第二十二条の三第一項中「(変質又は損傷による減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又はもどし税)」に、「同法第十条に規定する」を「これに当該酒類に係る同法第十条第一項の」に改め

る。

第六号の規定による減税又はもどし税

7 稅

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十条」を「第十一条第一項」に改める。

自家用自動車の一時輸入に関する通關條約実施に伴う關稅法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十条」を「第十一条第一項」に改める。

自家用自動車の一時輸入に関する通關條約実施に伴う關稅法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

税

百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「所得税法(昭和二十二年法律第二十

七号)第七条第四項」を「所得税法(昭和四十年法

号)」を「所得税法(昭和四十年法律第二十

八 総所得金額、退職所得金額又は山林所得

金額 それぞれ所得税法第二十二条第二項

又は第三項に規定する総所得金額又は退職

所得金額若しくは山林所得金額をいう。

九 確定申告書 所得税法第二条第一項第三

十九号に規定する確定申告書をいう。

十 青色申告書 法人税法第二条第四十号に

規定する青色申告書をいう。

十一 期限後申告書 国税通則法第十八条第

二項に規定する期限後申告書をいう。

十二 修正申告書 国税通則法第十九条第三

項に規定する修正申告書をいう。

十三 確定申告期限 所得税法第二条第一項

二十四号に規定する確定申告期限をいう。

十五 更正の請求 国税通則法第二十三条第

二項に規定する更正の請求をいう。

十六 確定申告書 国税通則法第十八条第

二項に規定する期限後申告書をいう。

十七 内国法人 法人税法第二条第三号に規定

する内国法人をいい、人格のない社団等をいう。

十八 人事業年度 法人税法第一編第五章に規定

する事業年度をいう。

十九 資本積立金額 法人税法第二条第十七号

に規定する資本積立金額をいう。

二十 利益積立金額 法人税法第二条第十八号

に規定する利益積立金額をいう。

二十一 固定資産 法人税法第二条第二十三号に規定する固定資産をいう。

二十二 減価償却資産 法人税法第二条第二十四

号に規定する減価償却資産をいう。

二十三 確定申告書等 法人税法第二条第三十号

に規定する中間申告書で同法第七十二条第

一項各号に掲げる事項を記載したもの及び

又は雑所得の金額をいう。

二十四 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

二十五 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

二十六 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

二十七 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

二十八 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

二十九 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十一 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十二 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十三 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十四 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十五 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

三十六 同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を有する外國法人に改め、同条第六項中「第十

八条第五項及び第六項」を「第一百八十二条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第二項及び第三

項」に改め、同条第七項を次のように改める。

第一項から第三項までの規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者のうち所得税法第二百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げるものが支払を受ける利子所得でその者のこれらの号に規定する事業に帰せられないもの、国内に恒久的施設を有する外国法人のうち法人税法第一百四十二条第二号又は第三号に掲げるものが支払を受ける利子所得で当該外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられないものその他の政令で定める利子所得については、適用しない。

第七条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2
国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対しても支払う前項に規定する利子については、当該利子がこれらの者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられない利子として政令で定めるものに該当する場合に限り、同項の規定を適用する。

第七条の二本文中「第十七条第一項、第十八
条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」
を「第一百七十九条、第一百七十九条及び第二百十三
条第一項」に改め、同条ただし書を次のように改める。

第八条第一項中「公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益」を「公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配」に、「第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七八六条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号及び第一号中「公債又は社債」を「公

社債」に改め、同項第三号中「預金」を「預貯金」に改め、同項第四号中「利益」を「収益の分配」に改め、同条第二項中「利益の支払を受ける」を「収益の分配につき支払を受ける」に、「利益のうち」を「収益の分配のうち」に、「利子又は利息の支払」を「収益の分配のうち」に、「その支払」に改める。

第八条の二第一項中「所得稅法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第九条第一項及び第十三条」を「所得稅法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

第八条の二第二項中「法人で所得稅法第十八条第一項又は第四項に規定するもの」を「内国外法人又は国内外に恒久的施設を有する外国法人」に、「同法第十九条第一項又は第二項」を「所得稅法第一百七十五条又は第一百七十九条」に改め、同条第三項中「第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百八十二条又は第二百十三条规定」に改め、同条第四項中「第五十九条及び第六十一条中当該配当所得に係る部分並びに第六十五条の四」を「第二百二十四条及び第二百二十五条中当該配当所得に係る部分」に改める。

第八条の三第一項中「所得稅法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法の施行地」を「所得稅法の施行地」に、「第九条第一项及び第十三条」を「第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

二項中「第三十七条又は第四十一条第一項」を
「第一百八十二条又は第二百十三条第一項」に改め
る。

項」を「第四十九条第一項」に改める。
第十二条第一項中「第十条第一項」を「第四十
九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第一
项」を「第四十九条第一項」に、「同条第二項」を

社債に改め、同項第三号中「預金」を「預貯金」に改め、同項第四号中「利益」を「収益の分配」に改め、同条第二項中「利益の支払を受ける」を「収益の分配につき支払を受ける」に、「利益のうち」を「収益の分配のうち」に、「利子又は利息の支払」を「収益の分配」に改める。

法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第二十六条、第二十六条の二及び第二十九条第一項から第三項まで」を「所得税法第百二十条、第一百二十三条若しくは第百二十七条（これらの規

第一項」に改める。

九条第一項及び第十三条」を「所得稅法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第六百五十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

はその他の所得の金額又は配当控除額を「繰所
得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又
は同法第百二十二条第一項(同法第百六十六条
において準用する場合を含む。)に規定する給与
所得及び退職所得以外の所得金額」と、「二三つ

を含む」)を削り、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中、「第十条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

子がこれらの方の所得税法の施行地において
行なう事業に歸せられない利子として政令で
定めるものに該当する場合に限り、同項の規
定を適用する。

第七条の二本文中「第十七条第一項、第十八
条第二項及び第十四条第一項及び第二項」
を「第一百七十二条、第一百七十九条及び第二百十三
条第一項」に改め、同条ただし書を次のように
改める。

ただし、当該各号に掲げる利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に對して支払うものでこれらの者の同法の施行地において行なう事業に歸せられるものその他の政令で定

第八条第一項中「公債、社債若しくは預金の
めるものについては、この限りでない。

一条の四」を「第二百一十四条及び第二百一十五条
条中当該配当所得に係る部分」に改める。

この場合において、当該配当所得について
は、同法第九十二条第一項の規定は、適用し

第八条の二第一項第一号中「第五条第一項」を
「第二十五条第一項又は第二項」に改め、同条第

の及び相続人に対する特定遺贈を除く。)若しくは該贈与により取得した山林で所得税法第五十九条第二項の規定の適用を受けなかつたものに加え、同条第四項中の「額」を「同項に規定する伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める費用を除く。」に改める。

第三十条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五十九条第一項第一号」に、「山林所得」を「当該伐採又は譲渡に係る山林所得」に、「第十九条第一項第七号」を「第三十二条第三項」に、「同号に」を「同項に」に、「同号の規定を適用して計算した」を「当該残額に相当する」に、「当該計算した」を「当該残額に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六条号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に、「経費」を「費用」に、「代替資産の取得価額」を「代替資産に係る取得に要した金額(以下第四十一条の八までにおいて「取得価額」という。)」に、「第九条第一項」を「第三十二条又は第三十三条」に改め、同条第三項第一号中「第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為」を「第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「所得の計算」を「山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十二条第一項中「第九条第一項」を「第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条」に改め、同条第五項中「遺贈又は贈与があつたとき」を「相続(限定承認に係るものに限る。以下第三十九条までにおいて同じ。)又は贈与(相続人に對する贈与で被相続人である贈与者の死亡により括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)」に改め、

第三十七条中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」に、「経費」を「費用」に改め、同条各号中「譲渡財産の取得価額」を「譲渡財産の取得価額等」に改める。

第三十八条の二第一項中「第九条第一項第八号」を「第三十三条第三項」に、「同号に規定する譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につき同号の規定を適用して計算した」を「当該資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する」に、「当該計算した金額が」を「当該譲渡益に相当する金額が」に、「当該計算した金額に」を「当該譲渡益に」に改め、同条第二項中「所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十八条の三第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二十二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の五第一項中「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に改める。

第三十八条の六第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二十二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に改め、「(起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第三十八条の九において同じ。)」を削り、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の八第一項中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」を「譲渡所得の金額を計算する」に、「経費」を「費用」に改め、同項第一号中「譲渡資産の取得価額」を「譲渡資産の取得価額等」に改める。

第三十八条の十一第一項中「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に改める。

第三十九条の十一第二項中「譲渡」の下に「相続」を加え、同条第三項中「遺贈の場合にあつては、」を「相続の場合にあつては相続人として、遺贈の場合にあつては」に、「(包括受遺者を含む。)」を「(包括受遺者を含む。)」とする。「第五条の二第三項」を「第五十九条第二項」に改め、同条第六項中「所得の計算」を「所得の金額の計算」に改める。

第三十九条の十二第一項中「第九条第一項第七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三条第一項に、「山林所得に係る」を「同法第三十二条第三項に規定する」に、「譲渡所得の金額」を「同法第三十三条第三項に規定する譲渡益」に、「譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額」を「譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当する金額」に、「(当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額)を控除した金額(山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額とが)に改め、同条第五項中「所得税額」を「所得税の額」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第一項第八号」を「第三十三条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第十九条第一項の規定により償却費の額を計算するとき、又は当該機械若しくは器具の譲渡、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、当該交換により譲渡した機械又は器具の取得の時期及び取得価額等(当該交換に際して当該譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他

第四十五条第一項及び第四十六条第一項中「(起重機等の搬送設備を含む。)」を削る。

第四十六条の二第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同条第七項中「第十八条から第二十一条まで」を「第七十二条第一項又は第七十四条第一項(これらの規定を同法第一百四十五条规定第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第九項中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

第五十条第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

第五十三条第一項中「第九条の七に規定するたな卸をすべき資産」を「第二条第二十一号に規定するたな卸をすべき資産」に改め、「有価証券」を削り、「以下の金額」の下に「損金経理により」を加え、同項第一号中「及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額」を同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十四に相当する金額の九十二に相当する金額に改め、

〔国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この条において「価格変動の著しい物品」という。)について、百分の九十二〕に相当する金額の合計額を削り、同項第二号中「有価証券」の下に「(証券取引所において上場されているものについては、政令で定める価額。以下この項において同じ。)」を加え、同項第三号中「その他これに準ずる流通性を有する株式で政令で定めるものを削り、「上場株式等」を「上場株式」に改め、同条第三項中「第一項第一号イ」を「第一項第一号」に改め、「第一号又は」を削り、「上場株式等」を「上場株式」に改め、「政令で定める」を削る。

第五十四条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同条第十項中「資産」を「減価償却資産」に改め、同条第十一項中「第一項及び第十二項前段に、

「金額で」の下に「その合併に係る」を加え、「これを当該合併法人に係る」を「その合併法人がその

合併の日において有する」に改め、同条第十一項中「所得について青色申告書を」を「確定申告書等を青色申告書により」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 第十項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第二項の規定の適用について、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額は、第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外市場開拓準備金勘定の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外市場開拓準備金勘定の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十五条第一項中「相当する金額以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第三項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項から第十二項まで」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改める。

第五十六条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第六項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第十項中「第五十四条第十一項及び第十二項」を「第五十四条第十一項から第十二項まで」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十二項中「第二項」とあるのは、「第五十六条第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八項中「及び第十一項」を、第十一項及び第十二項前段に、

「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三章第二節中第五十七条の次に次の五条を加える。

(渴水準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十七条の二 青色申告書を提出する法人で電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第五項に規定する電気事業(以下この条において「電気事業」という。)を営むものが、

豊水により電気事業の収益が増加し又は電気事業の費用が減少した事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、渴水損失(渴水により減少した電気事業の収益又は渴水により増加した電気事業の費用をいう。)の合計額を掲げる金額のうちいかが低い金額の合計額を減じて算入する。

一 当該増加した電気事業の収益の額又は減少した電気事業の費用の額として政令で定める金額

二 当該事業年度後の事業年度において生ずべき渴水損失の見積額として政令で定める金額(以下次項において「累積限度額」といいう。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された渴水準備金勘定の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、その金額がある場合は第五項の規定により益金の額に算入されれた金額。以下この条において同じ。)を控除した金額。

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二 解散した場合 当該解散の日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

2 拡除した金額 前項の渴水準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における渴水準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、その

こえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第二項の渴水準備金勘定を設けている法人について渴水損失が生じた場合には、その渴水準備金勘定の金額のうちその渴水損失の額として政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の渴水準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の渴水準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる金額のうちいかが低い金額の合計額を減じて算入する。

一 電気事業を廃止した場合 当該廃止の日における渴水準備金勘定の金額

二 解散した場合 当該解散の日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

六 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

七 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

八 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

九 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一〇 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一一 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一二 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一四 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一五 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一六 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一七 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一八 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

一九 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二〇 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渴水準備金勘定の金額を取りくずすした場合、その取りくずした日における渴水準備金勘定の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していいた湯水準備金勘定の金額で当該織入れをした事業年度終了の日における有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第二項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日ににおいて有していいた湯水準備金勘定の金額から成るものとみなす。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の湯水準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

(違約損失補償準備金勘定への織入金額及び違約損失補てん額の損金算入等)

第五十七条の三 青色申告書を提出する法人で商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品取引所又は証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所であるものが、各事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、違約損失(当該法人の開設する商品市場又は有価証券市場における売買取引の違約によりその会員が被つた損失をいう。以下この条において同じ。)に備えるため、その開設する各商品市場又は有価証券市場につき、次の各号に掲げる金額のうちその補てんすることとなつた日における解説を除く。)の日を含む事業年度を除く。)に備えるため、その開設する各商品市場又は有価証券市場につき、次の各号に掲げる金額を算入する。

4 第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当する

2 業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一、当該各商品市場又は有価証券市場に係る業年度において政令で定める方法によりそ の会員から徴収する金額

二、当該各商品市場又は有価証券市場における会員の売買取引の違約により生ずべき損失の月積額として政令で定める金額(以下次項において「累積限度額」という。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額(その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第五項において準用する前条第五項の規定によれば算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

3 第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が当該各商品市場又は有価証券市場に係る累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が当該違約損失補償準備金勘定に係る商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日における当該違約損失補償準備金勘定の金額に相当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段中「第二項」と読み替えるものとする。

8 第一項の法人がその会員の被つた違約損失を政令で定めるところにより補てんしたとき

一 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人 同法第八十八条第一項

二 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第六百八十四号)第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法

こととなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一、商品市場又は有価証券市場を閉鎖した場合 当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金

上、益金の額に算入する。

は、その損失の補てんに充てた金額は、その損失の補てんに充てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

いて、求償権の行使により当該損失の発生の原因となつた売買取引の違約をした者から金銭その他の資産の給付を受けたときは、その給付を受けた資産の価額に相当する金額は、その給付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

前項の法人が違約損失を補てんした後におりた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

三 船主相互保険組合 船主相互保険組合法

(昭和二十五年法律第百七十七号)第四十四条

第二項において準用する保険業法第八十一条

四 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一項第八号に掲げる事業を行なう農業協同組合連合会 同法第十一条第一項

五 消費生活協同組合法 (昭和二十三年法律第二百号) 第十条第一項第四号に掲げる事業を行なう消費生活協同組合連合会 同法第五十条の二

六 水産業協同組合公済会 水産業協同組合法昭和二十三年法律第二百四十二号) 第百一条の八

七 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行なう協同組合連合会 同法第五十八条第五項

八 環境衛生関係事業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第八条第一項第十号に掲げる事業を行なう環境衛生同業組合及び同法第五十四条第八号

九 第九号に掲げる事業を行なう環境衛生同業組合連合会 同法第十四条の四 (同法第五十六条において準用する場合を含む。)

十 第九号に掲げる異常災害損失とは、同項に規定する保険の種類又は共済の種類ごとに、各事業年度において支払つた、又は支払うべきこととの確定した保険金の総額(当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合に定めるものについては、政令で定める割合)を乗じて計算した金額をこえる場合のそのこえる金額に対応する損失をいう。

十一 第二項の異常災害準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。)が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額)がある場合には、当該金額のうち政令で定められた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

十二 第一項の異常災害準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常災害準備金の金額(その日までに次項若しくは第九項の規定による金額)と、

合)を乗じて計算した金額をこえる場合のそのこえる金額に対応する損失をいう。

第二項に規定する正味収入保険料とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料(当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合に、その金額を控除した金額)及び再保險返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した再保險料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金(火災共済協同組合のうち通常の掛け金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛け金を算出ししているものについては、その共済掛け金のうち通常の掛け金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛け金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする)及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛け金及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

5 前二項の場合において、当該保険又は共済に規定する異常災害損失とは、同項に規定する保険の種類又は共済の種類ごとに、各事業年度において支払つた、又は支払うべきこととの確定した保険金の総額(当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合に定めるものについては、政令で定める割合)を乗じて計算した金額をこえる場合のそのこえる金額に対応する損失をいう。

6 第一項の異常災害準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。)が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額)がある場合には、当該金額のうち政令で定めた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第一項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金の額は、当該異常災害損失が生じた事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された異常災害準備金の金額で当該保険又は共済に係るもの(当該異常災害損失の額に相当する金額は、当該異常災害損失の生じた事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された異常災害準備金の金額)と、

9 第一項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金の額は、当該異常災害損失の額に相当する金額(当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。)が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額)がある場合には、当該金額のうち政令で定めた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

より益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、第八項若しくは第十項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が、当該異常災害準備金に係る保険又は共済につき当該各事業年度の事業年度において生ずべき第一項に規定する異常災害損失の見積額として政令で定めるとところにより計算した金額をこえる場合に

は、そのこえる金額を、当該各事業年度の所定により益金の額に算入する。

10 第二項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

11 第二項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

12 第二項の異常災害準備金を積み立ててある場合には、当該異常災害準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

となつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保険又は共済に係る事業を廃止した場合(第一項第二号に掲げる法人については、法人税法の施行地における当該事業を廃止した場合) 当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において保険又は共済に係る異常危険準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における当該保険又は共済に係る異常危険準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

四 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

六 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

七 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

八 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

九 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十一 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十二 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十三 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十四 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十五 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十六 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十七 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十八 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

十九 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十一 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十二 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十三 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十四 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十五 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十六 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十七 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十八 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二十九 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十一 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十二 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十三 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十四 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十五 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十六 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三十七 第二項の異常危険準備金を積み立ててある場合には、当該異常危険準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項に規定する前払金保証事業を廃止した場合、当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において異常危険準備金の金額を取りくずした場合その取りくずした日における異常危険準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

第五十七条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

9 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の六第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

第五十八条第一項中「法人税法第六条第一項」を「第五十八条の四第一項」に改め、同条第三項中「第十八条から第二十一条まで」を「第七十二条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に改め、同条第六項中「第十八条又は第二十一条の規定による申告書（これらの申告書）を第七十四条第一項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書）に、「同項の」と「第三項」に改め、同条第七項中「第十六条第一項」を「第二条第十八条」に、「同項」を「同号イ1」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七条第二項及び第三項」に改める。

第五十八条の二第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第七項中「及び第十一項」を「第十一項及び第十二項前段」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。
「第二項」とあるのは、「第五十八条の二第三項」と読み替えるものとする。

第五十八条の三第四項中「第十六条第一項」を「第二条第十八条」に、「同項」を「同号イ1」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七条第二項及び第三項」に改める。

第三章第三節の二の次に次の二節を加える。
第三節の三 新規重要物産の製造等による所得の免稅

の増設に係る新規重要物産の製造又は産出の能力に比し十分の一以上に相当する製造又は産出の能力を増加したものに限る。以下この条において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該事業を開始し、又はその設備の増設をした日を含む事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後三年以内に終了する事業年度（これらのうち清算中の事業年度を除く。）において、当該事業

の開始のために施設した設備又はその増設をした設備による特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準するものの譲渡又は採掘の業務から生じた所得（当該法人が発明し、又は考案した当該新規重要物産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準するものの譲渡又は提供による所得がある場合には、当該所得を含む。以下この条において同じ。）につき、各事業年度の所得に対する法人税（法人税法第六十七条の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を免除する。）を免除する。

2 前項の規定は、当該事業年度において同項に規定する新規重要物産について生じた同項の所得の金額の合計額が、当該事業年度終了の日において当該新規重要物産の製造又は採掘の用に供されている減価償却資産のうちその償却額が当該新規重要物産の製造原価又は生産原価に算入されるもので政令で定めるもの（当該事業年度終了の日が同項に規定する政令で定める期間満了の日後である場合に生じた所得の金額の合計額）の（当該新規重要物産の製造等による所得の免稅）の規定により免除する金額がある場合には、これらの金額と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）」とあるのは「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免稅）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免稅）」とする。

3 第一項に規定する新規重要物産とは、国民经济上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造又は採掘の技術が確立されていないこと、需要の見とおしが困難であることの他の事由によりその製造又は採掘の事業の開始に当たり採算について著しく不安があるものとして政令で定めるものをいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による法人税の免除に関する申告の記載があり、かつ、その免除を受ける所得の金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により免除される法人税の額は、当該申告に係るその免除を受けるべき金額を限度とする。

5 前各項に定めるもののはか、第一項に規定する新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得に係る法人税の免除に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第二項中「控除する金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除する金額には、当該金額」とあるのは「控除する金額又は租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免稅）の規定により免除する金額がある場合には、これらの金額」と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）」とあるのは「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免稅）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免稅）」とする。

7 第一項に規定する新規重要物産とは、国民经济で定める期間内に新規重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備の増設（その増設に着手する前に有していたそ

のことを除く。）をした場合における所得の免稅

。

規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条の八第一項中「事業年度において」

を「事業年度の確定した決算において」に、「価

額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を

控除した金額」を「価額に差益割合を乗じて計算

した金額」に改め、「(利益又は剩余金の処分に

より積み立てた場合における当該積立金を含

む。以下この条において同じ。)」を削り、同条

第三項中「価額からこれに記帳割合を乗じて計

算した金額を控除した金額」を「価額に差益割合

を乗じて計算した金額」に改め、同条第六項を

同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を

加える。

6 第六十五条の四第六項の規定は、第二項の

規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条の九第一項中「清算所得」を「清算

所得の金額」に改め、

同条第二項中「第九条の六第二項第一号又は第

二号に掲げる金額」を「第二十四条第一項に規定

する金額及び金額以外の資産の価額」に改め、

同条第三項中「第二十二条の二から第二十

二条の四まで」を「第二十二条の二から第二百四条まで」

に、「益金」を「益金の額」に改める。

第六十六条第一項中「資産につき」を「資産(以

下この条において「交換取得資産」という。)の

価額から」に、「下らない価額をその帳簿価額と

して財産目録に記載したときは、当該交換によ

り取得した資産の価額と財産目録に記載した価

額との差額」を「控除した残額の範囲内で当該交

換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し

たときは、その減額した金額」に改め、同条に

次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用を受けた交換取得資産

について法人税に関する法令の規定を適用す

る場合には、同項の規定により各事業年度の

所得の金額の計算上益金の額に算入されなか

った金額は、当該交換取得資産の取得価額に

算入しない。

「の金額」を加え、同条第一項中「清算所得の金額のうちに法人税法第十三条第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの」を「法人税法第百十二条第一項に規定する控除した金額のうちに当該被合併法人の同法第百五条第三項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額」に、「以下の金額を特別勘定」を「以下の金額をその合併の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定」に、「当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し」を「損金経理により当該帳簿価額を減額し」に、「合計額を特別勘定」を「合計額を当該事業年度の確定した決算において特別勘定」に、「当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し」を「損金経理により当該帳簿価額を減額し」に、「当該帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額に改め、同条第二項中「(以下

項又は第二百一条第一項)に、「その該当する」を「そのみなされる」に、「積立金額」を「利益積立金額」に改める。

第六十六条の五の見出し中「欠損金」を「欠損金額」に改め、同条中「欠損金で」を「法人税法第二条第二号に規定する欠損金額で」に、「当該

欠損金」を「当該欠損金額」に改める。

第六十六条の六第一項中「事業年度において」の下に「当該株式の価額から」を加え、「下

らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額に改め、同条第二項の規定により計算した金額」に改め、同条第三項中「清算所得」を「清算所得の金額に改め、「同項の規定」を「同法第百十二条第一項の規定」に、「同号に掲げる金額」を「同項の規定により計算した金額」に改め、同条第三項中「清算所得」を「清算所得の金額に改め、「同項の規定」を「同法第百二十二条の五第一項」を「第百二十二条第一項」に改め、「同法第十三条规定に該当する」を「同項の規定に該当する」に改める。

第六十六条の三の見出し中「清算所得のうち積立金額を「清算所得の金額のうち利益積立金額」に改め、同条第一項中「法人税法第十三条第一項第二号に掲げる金額で積立金額から成るものを」を「当該被合併法人の法人税法第百十五条规定に規定する利益積立金額から成る金額」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中「第一項の規定により控除する金額のその控除」とあるのは、「第六十六条の三第一項に規定する利益積立金額から成る金額」と読み替えるものとする。

第六十六条の四中「第九条の六第二項第三号に掲げる金額に該当する金額」を「第二十四条第一項第四号の規定により利益の配当又は剩余金の分配の額とみなされる金額」に、「第十条の二第一項又は第十五条第一項」を「第六十九条第一

に記載している価額を下らない金額をその帳簿

価額として財産目録に記載する」を「帳簿価額と

第二項に規定する特別勘定として附記し、又は

経理した金額との差額に相当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿

価額を損金経理により減額した」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受けていたこれらの規定に規定する株式について当該株式の取得価額に算入しない。

第六十六条の七中「第一条第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するもの」を「第一百四十二条第一号に掲げる外国法人」に、「当該法人に対する支払利息で当該事業に帰せられないものについては、各事業年度の所得に対する支払利息については、各事業年度終了日の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載してある価額」を削り、「これららの金額又は価額」を「当該株式に改め、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「当該株式の価額として財産目録に記載した」に、「当該附記した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該特定出資資産の価額と当該附記し、又は經理した特別勘定の金額との差額に相当する金額」に改め、「又は当該出資者入法人が出資受人事業年度終了日の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載してある価額」を削り、「これらの金額又は価額」を「当該株式に改め、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「当該株式の価額として財産目録に記載した」に、「当該附記した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該特定出資資産の価額と当該附記した残額との差額」を「その減額した金額に改め、同条第三項中「当該出資事業年度において」を「当該出資事業年度の確定した決算において」に、「価額とその差額」を「その減額した金額」に改め、「(利

益又は剩余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。)」を削り、同条第四項中「帳簿価額とその差額」を「価額からその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた試験研究用資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の

に記載している価額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載する」を「帳簿価額とその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額に改め、同条に次の二項を加える。

この場合において、同法の施行地に有する支店その他政令で定める場所を通じて行なう事業に帰せられるものについては、この限りでない。

第六十六条の八第一項中「この項」を「この条」に改め、「当該試験研究用資産につき」の下に改め、「当該試験研究用資産につき」に、「その取得価額から」を加え、「下らない金額をその帳簿価額とその差額」を「価額からその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」に改め、「(利

益又は剩余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。)」を削り、同条第四項中「帳簿価額とその差額」を「価額からその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた試験研究用資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の

の所得の金額の計算上損金の額に算入された
金額は、当該試験研究用資産の取得価額に算
入しない。

第六十六条の九第三項中「各事業年度における
総損益金が総益金をこえる場合には、そのこえ
る損益金の額」を「各事業年度の法人税法第二条第
二十号に規定する欠損金額」に、「第九条第五
項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第四項
中「事業年度における総損益金が総益金をこえる
場合のそのこえる損益金の額と法人税法第九条第
五項に規定する損益金の額」を「事業年度の法人税
法第二条第二十号に規定する欠損金額と同法第
五十七条第一項に規定する欠損金額」に改め
る。

第六十六条の十中「事業年度における総損益
金が総益金をこえる場合には、そのこえる損益金の
額については、法人税法第九条第五項」を「事業
年度の法人税法第二条第二十号に規定する欠損
金額については、同法第五十七条第一項」に改
める。

第六十七条の二第一項中「第十七条第一項第一
号」を「第六十六条第一項」に改め、同条第四
項を次のように改める。

4 第一条の規定の適用がある場合において、
法人税法第七十条第一項の規定の適用につい
ては、同項中「第六十六条第一項又は第二項
(各事業年度の所得に対する法人税の税率)」
とあるのは、租税特別措置法第六十七条の二
第一項(特定の医療法人の法人税率の特例)」
と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第
一項の規定の適用については、同法第七十二
条第一項第二号又は第七十四条第一項第二号
中「前節(税額の計算)」とあるのは「租税特別
措置法第六十七条の二第一項(特定の医療法
人の法人税率の特例)及び前節第二款(税額控
除)」とする。

第六十八条の二本文中「第一条第一項第二号
に掲げる法人」を「第二条第四号に規定する外国
法人」に改め、同条ただし書を次のように改め
る。

る。

ただし、当該償還差益のうち、同法第二百四
十一条第一号から第三号までに掲げる外国法
人が支払を受けるもので当該外国法人の同法
の施行地において行なう事業に帰せられるも
のその他の政令で定めるものについては、こ
の限りでない。

(中小企業の資産再評価の特例に関する法律の
一部改正)

第八条 中小企業の資産再評価の特例に関する法
律(昭和三十一年法律第百三十八号)の一部を次
のよう改定する。

第二条第五項中「第七条」を「第一編第五章」に
改める。

(国税徴収法の一部改正)

第九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十
七号)の一部を次のように改定する。

第一条第五号中「国税」の下に「(その滞納処分
費を含む。以下同じ。)」を加え、同条第九号中
「期限」の下に「(国税通則法第四十七条第一項
(納稅の猶予)に規定する納稅の猶予又は徵收若
しくは滞納処分に係る猶予に係る期限を除
く)」を加え、同条第十号を次のように改める。

十 法定期限 国税に関する法律の規定に
より国税を納付すべき期限(次に掲げる国
税については、それぞれ次に掲げる期限又は日)
は日)をいう。この場合において、国税通
則法第三十八条第二項(線上請求)に規定す
る線上げに係る期限及び所得税法(昭和四十
年法律第二号)、法人税法(昭和四十年
法律第二号)若しくは(相続税法(昭和二十
五年法律第七十三号))の規定による延納、
國税通則法第四十七条第一項に規定する納
税の猶予又は徵收若しくは滞納処分に係
る猶予に係る期限は、当該国税を納付すべ
き期限に含まないものとする。

イ 国税通則法第三十五条第二項(期限後
申告等による納付)の規定により納付す
べき国税 その国税の額をその国税に係
る同法第十七条第二項(期限内申告書)に
規定する期限内申告書に記載された納付
すべき税額とみなして国税に關する法律
の規定を適用した場合におけるその国税
を納付すべき期限

ロ 国税に關する法律の規定により国税を
納付すべき期限とされている日後に納稅
の告知がされた国税(ハ又はニに掲げる
国税に該當するものを除く) 当該期限
は 国税に關する法律の規定により一定の
事実が生じた場合に直ちに徵收するもの
とされている賦課課税方式による国税
当該事実が生じた日

ハ 附帯税又は滞納処分費 その納付又は
徵收の基因となる国税を納付すべき期限
(当該国税がイからハまでに掲げる国税
に該當する場合は、それぞれ当該国税に
係るイからハまでに掲げる期限又は日)
に該当する場合は、それぞれ当該国税に
係る通知書を発した日とする。」を
削り、同項第三号を次のように改める。

三 第二期分の所得税(所得税法第百四十二条第
一項(予定納稅額の納付)(同法第百六十六条
(非居住者に対する準用)において準用する
場合を含む。以下この号において同じ。)の
規定により同項に規定する第二期において
納付すべき所得税をいい、同法第百五十五条
(出國をする場合の予定納稅額の納期限の
特例)(同法第百六十六条において準用する
場合を含む。)の規定により納付すべき所得
税で同法第百四十二条第一項に規定する第一期
において納付すべき所得税の納期限後に納
付すべきものを含む。)当該第一期におい
て納付すべき所得税の納期限

る同法第十七条第二項(期限内申告書)に
規定する期限内申告書に記載された納付
すべき税額とみなして国税に關する法律
の規定を適用した場合におけるその国税
を納付すべき期限

第二十三条第三項を削る。

第三十五条第一項中「第七条の二第一項」を
「第二条第十号」に、「一年前まで」を「一年以上
前」に改める。

第三十六条第一号中「所得税法第三条の二(實質
課税の原則)若しくは第四十六条(營業所の所
得の歸屬の推定)又は法人税法第七条の三(實質
課税の原則)」を「所得税法第十二条(實質所得
者課税の原則)」に改め、同条第二号中「第六十
七条」を「第五十七条」に、「第三十条」を「第百
三十二条」に改める。

第七十六条第一項第一号中「第三十八条(給与
所得についての源泉徴収)、第四十条(年末調
整)又は第四十一条第一項(非居住者等の所得の
源泉徴収)」を「百八十三条(給与所得に係る源
泉徴収義務)、第一百九十条(年末調整)、第二百九
十二条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第二
百十二条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義
務)」に改め、同項第三号中「法律又は条例」を
「法令」に、「第八条第八項各号(社会保険料の範
囲)に掲げるものを」を「第七十四条第二項(社会保
険料控除)に規定する社会保険料に改め、同条
第四項第一号中「第三十八条の二(退職所得につ
いての源泉徴収)又は第四十一条第一項」を「第
一百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は
二百零二条」に改める。

第七十七条の見出し中「基く」を「基づく」に改
め、同条第一項中「基き」を「基づき」に改め、「休
業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に
「(当該適格退職年金契約に基づいて支給される退職
年金の額の計算)に規定する適格退職年金契約に基づ
いて支給される退職年金を含む。」を、「一時恩
給及びこれらに係る性質を有する給付」の下に
「(法人税法第八十四条第三項(退職年金積立金
の額の計算)に規定する適格退職年金契約に基づ
いて支給される退職年金を含む。」を、「一時恩
給及びこれらに係る性質を有する給付」の下に
「(当該適格退職年金契約に基づいて支給される退職
年金を含む。)」を加え、同条第二項中「法律又
は条例に基く」を「法律に基づく」に改め、同項

第十一号を削る。

第九十条第三項中「同条第三項の督促又は」を
同条第三項の督促若しくはに、「ときについて
も」を「とき、又は第二十三条第二項（担保の目
的でされた返済記と回済）の通知に係る差押を

につき訴えの提起があつたときにおいても「は」改める。

第一百七十二条の見出し

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ただし書を削り、同号ハ中「所

得税法又は法人税法(昭和二十二年法律第二十
八号)」を「所得税法(昭和四十年法律第一号)

又は法人税法(昭和四十年法律第号)に改

め「欠損金額で」の下に「その年又はその事業年度以前において生じたもののうち」を加え、

「所得の計算」を「所得の金額の計算」に、「所得
二つき繰り戻して空余十郎の「所得」系の電付

に「引き継ぎ戻して控除する」を「所得に係る還付金の額の計算の基礎とする」に改め、同条第七

号ただし書を削り、同条第八号を次のように改める。

八 法定納期限 国税に関する法律の規定に

より国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる期限又

は日）をいう。この場合において、第三十

八条第一項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び所得稅法、法人稅法若しくは

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定による。

規定による延納(以下「延納」という。) 第四十七条第一項(納税の猶予)に規定する納税

の猶予又は徵収若しくは滞納処分に関する
猶予ニ係る期限は、旨該回税ノ内才ニ付

猶子に係る期限は、当該国税を納付すへ期
限に含まれないものとする。

イ 第三十五条第一項（期限後申告等によ
る内付）の規定による内付に該当する

る額の)の勘定により、納付すべき国税
その国税の額をその国税に係る期限内申
告書に記載された納付すべき税額とみな

第五部 大蔵委員会會議録第十号 昭和十四年二月九日

して国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限
口　国税に關する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納稅の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる國税に該當するものを除く。）当該期限ハ　國税に關する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徵収するものとされている賦課課稅方式による國税当該事実が生じた日ニ　附帶稅　その納付又は徵収の基因となる國稅を納付すべき期限（当該國稅がイからハまでに掲げる國稅に該當する場合には、それぞれ当該國稅に係るイからハまでに掲げる期限又は日）第六条中「（以下「合併法人」という。）」を削除第十五条第一項中「法律に定める」を「法律において日、月又は年をもつて定める」に改める。
第十五条第三項第一号を次のように改める。
一　所得稅法第二編第五章第一節（予定納稅）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得稅（以下「予定納稅に係る所得稅」という。）
第十八条第一項中「所得稅法に規定する損失告書」を「所得稅法第二百二十三条第一項（確定失申告）、第二百一十五条规定（年の中途で死した場合の確定損失申告）又は第二百二十七条（年の中途で出國をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む）の規定による申告書」に、「法定申告期限」を「提出期限内」に、「法定申告期限後」を「提出期限後」に改める。

続人その他他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。」を加え、同条第四項第三号ハ中「第三十六条第四項(純損失の繰戻しによる還付) (同法第三十六条の二第二項(外国税額控除額の還付))を「第二百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付) (同法第二百六十六条规定(非居住者に対する準用))に、「第二十六条の四第四項(欠損金の繰戻しによる還付)」を「第八十一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付) (同法第二百四十五条第一項(外国人に対する準用))において準用する場合を含む。」に改める。

第二十三条第一項中「(法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(清算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書については、その提出期限)」を削る。

第三十二条第二項中「この項」の下に「の規定」を加える。

第三十五条第二項中「、第二条第七号ただし書(定義)に規定する納税申告書の提出により納付すべき国税」を削る。

第三十七条第一項中「所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定により納付すべき所得税」を「予定納税に係る所得税」に、「同章に規定する」を「所得税法第二百四三条第一項、第二百七条第一項又は第二百五十三条(予定納税額の納付)」(これらの規定を同法第二百六十六条规定(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。」のに改める。

第四十六条第一項第一号中「所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による」及び「又は予定申告」を削り、同条第三項中「申請」の下に「(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。)」を加える。

第五十六条中「、政令で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、

その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその還付すべき還付金等について還付の引継ぎを受けることができる。

第五十七条第一項中「前条」の下に「第一項」を加える。

第五十八条第一項中「以下第六十条第二項〔延滞税の額の計算〕において同じ。」を削り、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「二以上の納期又は」を削る。

第六十条第一項第一号中「国税を」の下に「その」を加え、同項第四号中「所得税法第四十一条第二項納税及び予定申告の規定による」とび「又は予定申告を削り、「所得税を」の下に「その」を加え、同項第五号中「所得税法第四十一条第二項(代位納付)の規定により納付すべき所得税を含む。以下次条第二項において同じ。」を削る。

第六十三条の見出し中「猶予」を「猶予等」に改め、同条第一項中「納税の猶予又は」を「納税の猶予(以下この項において「災害等による納税の猶予」という。)若しくは「に改め、「停止をした場合」の下に「又は第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)の規定による納税の猶予(以下この条において「事業の廃止等による納税の猶予」という。)若しくは同法第五十一条第一項(換価の猶予)の規定による換価の猶予をした場合」を加え、「延滞税のうち、それぞれ、その災害等による納税の猶予若しくは当該執行の停止に、金額は」と「金額に相当する金額又はその事業の廃止等による納税の猶予若しくは当該換価の猶予をした期間(当該国税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は」と改め、「納税の猶予の取消し」の下に「同法第五十一条換価の猶予の取消し等)において準用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「第九条を「第十一條」に改め、同条第三項中「第四十六

その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその還付すべき還付金等について還付の引継ぎを受けることができる。

条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項

第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（事業の廃止等による納税の猶予）の規定を「事業の廃止等」に改め、「（換価の猶予）」を削り、「延滞税につき」を「延滞税（第一項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同じ。）につき」に改め、同

条に次の項において同じ。）につき」に改め、同項の規定による免除に係る部分を除く。

四 国税局長、税務署長又は税關長は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税（前二項の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一 第五十五条第三項（納付委託）の規定による有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）同日の翌日からその納付があつた日までの期間

二 納稅財蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）第六条第一項（租稅納付の委託）の規定による国税の納付の委託を受けた同法第二条第二項（定義）に規定する指定金融機関（国税の収納をすることができるものと除く。）がその委託を受けた日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）同日の翌日からその納付があつた日までの期間

三 颱災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国税を納付することができない事由がある場合（その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間）

四 前各号の一に該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合（政令で

定める期間

第六十四条第一項中「延納に係る国税の」を「延納又は納稅申告書の提出期限の延長に係る国税の」に、「その延納に係る国税」を「当該国税」に改め、同条第三項中「及び第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）」を、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）並びに前条第二項及び第四項に改める。

第六十六条第一項ただし書中「（当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納稅申告書である場合を含む。）」を削る。

第七十二条第一項中「（その滞納処分費を除く。）」を削り、「国税に関する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、その国税の」を「還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき。」に改める。

第七十九条第二項第二号中「更正」の下に「（その更正に係る国税を基礎として課される附帯税の賦課決定を含む。）」を加える。

第八十一条第一項中「更正決定等について」を「更正決定等（源泉徴収等による国税に係る納稅の告知を含む。以下この条、次条及び第八十七条第一項第三号（不服申立ての前置等）において同じ。）について」に改め、「税額等」の下に「（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、次条及び第八十七条第一項第三号において同じ。）」を加え、「更正又は賦課決定」を「更正決定等に改める。

第八十二条第一項中「（不正決定等について）」を「（不正申立ての前置等）」に改め、「（不正申立ての前置等について）」を削る。

第八十三条第一項中「（不正申立ての前置等について）」を「（不正申立ての前置等について）」に改め、「（不正申立ての前置等について）」を削る。

第八十四条第一項中「（不正申立ての前置等について）」を「（不正申立ての前置等について）」に改め、「（不正申立ての前置等について）」を削る。

一部改正

第十一條 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第五条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第六条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第七条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第八条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第九条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に關する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第五条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第六条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第七条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第八条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第九条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を

一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第五条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第六条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第七条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第八条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第九条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を

一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第三条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第四条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第五条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第六条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第七条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第八条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第九条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を

一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

第二条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十号）」を「所得税法（昭和四十年法律第二十八号）」に改める。

レート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特

号)の一部を次のように改正する。
第一条中「所得税法(昭和二十二年法律第一号)及び法人税法(昭和二十二年法律第十八号)」を「所得税法(昭和四十年法律第一号)」に改めるとともに、同条中「法人税法(昭和四十年法律第一号)」を「法人税法(昭和四十年法律第二号)」に改める。

する個人又は同条第六項の規定に該当する法人を第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人に、「第十七条第一項」を「第一百七十条」に、「第十八条第二項」を「第二项」に改め、百七十九条又は第二百三十三条第一項に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「第一条第三項第一号」を「第一百六十一條第一号」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十条、第一百七十九条又は第二百十一条第一項」に改める。

第四条第一項中「所得稅法第一條第八項第二号又は法人稅法第一條第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得稅法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人稅法第百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当する」に、「第二条第一項」を「第二条に、「同項ただし書を「同条ただし書」に改め、同条第二項中「第一条第三項第一号」を「第一百六十二条第一号」に改め

第二十三条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニユーヨークランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)の一部を次のよう改正する。

第一条 中「所得税法(昭和二十一年法律第二十二号)及び法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)」を「所得税法(昭和四十年法律第一号)」及

び法人税法（昭和四十年法律第号）」に改め

第二条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又

第十条 第百七十九条又は第二百十三条第一項に改め、同条ただし書きを削る。

第三条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第一百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第一百四十一号第一号に掲げる外国法人に該当する」に改め

第二十四条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二百六十一号)の一

前を次のように改正する。

第一条中「所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)」を「所得稅法(昭和四十年法律第一号)」及び「法人稅法(昭和四十年法律第二号)」に改め

第二条中「第一条第六項の規定に該当する法人又は財團を含む。」を「第二条第一項第七号に規定する外國法人（同項第八号に規定する人格のない社團等を含む。）又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第二百七十九条又は第二百十三条规定に改め、同条ただし書きを削る。

第三条中「第一条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第七号に規定する外國法人」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第二百七十九条又は第二百十三条规定に改め、同

若しくは第二項を第一百七十九条又は第一百三十一条第一項に改める。

第四条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十条、第一百七十九条又は二百三十三条第一項」に改める。

号又は法人税法第一條第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得稅法第六百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第二百四十一條第一号に掲げる外国法人に該当する」に改める。

連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社
及び法人税法(昭和四十年法律第号)を所 得 稅 法(昭和四十年法律第号)及
る。」に改め

團又は財團を含む。」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外國法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）に、「第十七条第一項」を「第一百七十二条」に、「第十八条第一項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十九条又は第二百三十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「所得稅法第一条第八項第一号又は法人稅法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得稅法第一百六十四条规定第一項第一号に掲げる非居住者又は法人稅法第一百四十一

条第一項」を「前条」に、「同項ただし書」を「同条

二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得稅法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に一条を加える改正規定中「第十一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に削る。

二十七号) 第一条第五項の規定に該当する法人」を「所得稅法(昭和四十年法律第二号)第一項第六号に規定する内國法人」に改める。二十七条 所得に対する租稅に関する二重課稅の回避及び脫稅の防止のための日本国とス

ウヨーテンとの間の条約の実施に伴う所徴税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第二号)の一部を次のよう
に改正する。

号)」を「所得税法(昭和四十年法律第号)」に改め
法人税法(昭和四十年法律第号)」に改め
る。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者」に、「第一条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第一百七十一条、第一百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

厚生年金基 金連合会	厚生年金保険法
別表第二第一号の表国家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会の項中「昭和十三年法律第二百二十八号」を削る。 (地方税法の一部改正)	第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。
第二十四条の三第一項及び第七十二条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金連合会」を加える。	第二十四条の三第一項及び第七十二条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金連合会」を加える。
第七十二条の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。	第七十二条の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。
第七十条 食料品総合小売市場管理会法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改め る。 (所得税法の一部改正)	第七十条 食料品総合小売市場管理会法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改め る。
第十二条 所得税法(昭和四十年法律第一号) の一部を次のように改め る。 (所得税法の一部改正)	第十二条 所得税法(昭和四十年法律第一号) の一部を次のように改め る。 (所得税法の一部改正)
別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加え る。	別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加え る。
(法人税法の一部改正)	(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第一号) の一部を次のように改め る。	第三十二条第四項中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第七号又は第八号」を「所得の計算上損益金の額」に改め、同条第二項中「所得の計算上損益金」を「所得の金額の計算上損益金の額」に改める。 (連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)
食料品総合小 売市場管理会 理会法(昭和四十 年法律第一号)	第三十三条 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改め る。
食料品総合小 売市場管理会 律第	第三十二条第四項中「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第七号又は第八号」を「所得の計算上益金の額」に改め、同条第二項中「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改める。 (連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算を「所得税法(昭和四十年法律第 号)の適用」に改め、同条第六項中「第五条の二第二項」を「第五十九条第一項第二号」に改める。
附則第二十二項中「における所得税法第九条第一項第七号又は第八号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算」を削る。

期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した者の同項の規定による所得税の免除に係る期間が昭和三十九年十二月三十一日において満了していない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新法」という。)第二十三条の二第一項に規定する新規重要物産及び政令で定める期間とみなし、かつ、当該新規重要物産につき旧所得稅法第二十条第一項の規定により所得稅を免除された所得を新法第二十三条の二第一項の規定により所得稅を免除された所得とみなして、同条の規定を適用する。

昭和四十年分の所得稅について新法第二十三条の二第一項の規定の適用があつた場合において

3
十二年法律第二十六号)第二十三条の二(新規重
要物産の製造等による所得の免稅)又は「と、同
条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。
法人(法人税法第二条第八号に規定する人格
のない社団等を含む。以下この条において同
じ)が施行日を含む事業年度開始の日において同
有する旧法人税法及び同法に基づく命令の規定
による湯水準備金勘定、違約損失補償準備金勘
定又は異常危険準備金の金額(既に旧法人税法
及び同法に基づく命令の規定により取りくずす
べきこととなつたものを除く。次項において
「旧湯水準備金勘定等の金額」という。)は、それ
ぞれこれらに相当する新法第五十七条の二第一
項、第五十七条の三第一項又は第五十七条の四
第一項、第五十七条の五第一項若しくは第五十五
七条の六第一項の規定によりその法人の各事業
年度の所得の金額の計算上損益の額に算入され
た湯水準備金勘定、違約損失補償準備金勘定又
は異常危険準備金の金額みなす。
前項の規定は、法人が、施行日を含む事業年
度開始の日から施行日の前日までの間ににおいて

行なつた合併により、その合併により消滅した法人から旧渴水準備金勘定等の金額を引き継いだ場合におけるその旧渴水準備金勘定等の金額について適用する。

5 旧法人税法第六条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内

にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免除に係る期間が施行日以後最初に終了する事業年度開始日の前日までに満了しない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を新法第五十八条の四第一項に規定する新規重要物産及び政令で定める期間とみなして、同条の規定を適用する。

2 昭和四十年一月一日以前において取得し、又

は製作した機械又は設備で、第三十九条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受けていたものに対して課

する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過規定)

第七条 第四十二条の規定による改正前の税理士法第三十三条第一項後段に規定する還付の請求に關する書類、同法第三十三条の二第一項に規定する申告書(所得税又は法人税に関するものに限る。以下この条において同じ。)又は同法第

三十四条に規定する申告書は、当該改正後の税理士法第三十三条规定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律附則第五項及び第六項の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する年金、恩給又は退職手当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該年金、恩給又は退職手当等については、なお従前の例による。

(国民年金法の一部改正に伴う経過規定)

第十一条 第四十六条の規定による改正後の国民年金法第六十六条第一項第二号において例による場合及び同法第六十七条第一項(同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。)、第二

項(同法第六十六条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第三号において例による場合を含む)及び第四項(これらの規定による場合を含む)の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

(恩給法等の一部改正に伴う経過規定)

第十四条 第六十七条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四、国会議員互助年金法第十六条及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過規定)

第六条 第三十九条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定は、昭和四十年一月一日以後において取得し、又は製作された同項に規定する機械設備等について昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

2 昭和四十年一月一日以前において取得し、又

は製作した機械又は設備で、第三十九条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受けていたものに対して課

する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過規定)

第十三条 第六十六条の規定による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法第八条(同法第十一条第二項第二号において例による場合を含む。)、第九条(同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十二条第二項第三号において例による場合を含む。)及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年以後の年の所得による重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過規定)

第十四条 第六十七条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四、国会議員互助年金法第十六条及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

(恩給法等の一部改正に伴う経過規定)

第十五条 第六十七条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四、国会議員互助年金法第十六条及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

(恩給法等の一部改正に伴う経過規定)

第十六条 第四十二条の規定による改正後の会社更生法第二百六十九条第二項から第四項までの規定は、これらの規定に規定する書類又は申告書とみなす。

(会社更生法の一部改正に伴う経過規定)

第十七条 第四十二条の規定による改正後の国民年金法第六十六条第一項(同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。)、第二

項(同法第六十六条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第三号において例による場合を含む)及び第四項(これらの規定による場合を含む)の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

(恩給法等の一部改正に伴う経過規定)

第十八条 第四十二条の規定による改正後の会社更生法第二百六十九条第二項から第四項までの規定は、施行日以後に同法の規定による更生手続の開始の決定があつた場合について適用し、当該事業年度開始の日前に当該取得、譲渡、出資又は払戻しをした場合については、なお従前の例による。

(その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則)

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施設に終了する事業年度分の規定について適用する。

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定

は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施設に終了する事業年度分の規定について適用する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過規定)

(罰則に関する経過規定)
第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第八九六号)

一、所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (第九〇〇号) (第九〇一号) (第九〇七号)

一、所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (第九二二号) (第九一四号) (第九四二号) (第九五二号)

一、所得税法第六十一條第三項削除等に関する請願 (第九〇〇号) (第九〇一号) (第九〇七号)

一、小型乗用自動車の物品税等増税反対に関する請願 (第九〇三号)

一、入場税撤廃に関する請願 (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九二三号) (第九五〇号)

一、バナナ輸入関税すえ置に関する請願 (第九八九六号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

一、入場税撤廃に関する請願 (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九二三号) (第九五〇号)

一、バナナ輸入関税すえ置に関する請願 (第九一七号)

一、入場税撤廃に関する請願 (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九二三号) (第九五〇号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

一、入場税撤廃に関する請願 (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九二三号) (第九五〇号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

一、入場税撤廃に関する請願 (第九一六号) (第九一七号) (第九一八号) (第九二三号) (第九五〇号)

一、所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (第九一四号) (第九一五号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願 (第九一七号)

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九〇一号 昭和四十年二月十九日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (二通)

請願者 東京都大田区女塚三ノ二三 小山
きよ子外四十九名

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九〇七号 昭和四十年二月二十日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (一通)

請願者 東京都日野市高幡六九六株式会社
高幡会館不動産部内 川本敏之外
四十七名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九一二号 昭和四十年二月二十二日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (一通)

請願者 青森市大字大野字長島七六 神茂
雄外一名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九〇八号 昭和四十年二月二十日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市千年一、一九〇
宮田光郎外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九一五号 昭和四十年二月二十二日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四三三
渋谷威康外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九一八号 昭和四十年二月二十三日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市子母口二七三 福
島寅門

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九四二号 昭和四十年二月二十四日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (一通)

請願者 東京都墨田区寺島町六ノ三九 岸
本平太郎外百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九四三号 昭和四十年二月二十四日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 横浜市中区福富町東通四四 松本
勇蔵外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九三号 昭和四十年二月二十五日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 横浜市中区相生町五ノ九七 沙部
成治外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九〇三号 昭和四十年二月十九日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 東京都世田谷区若林町一七九 海
田健次外二十六名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九一四号 昭和四十年二月二十二日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四三三
渋谷威康外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九一五号 昭和四十年二月二十二日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四三三
渋谷威康外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七七八四号と同じである。

第九一八号 昭和四十年二月二十三日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

請願者 神奈川県川崎市子母口二七三 福
島寅門

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第九四三号 昭和四十年二月二十四日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願 (一通)

言ではない。

二、自家用乗用車所有者の約八十一パーセントは中小企業者並びに社会中堅層をなす個人であり、軽四輪乗用車においては、中小企業者、サラリーマン等が大部分をしめており、現在でも自動車関係諸税に悩まされているのに、なお担税力ありと断定するのは正しくない。また貸切りバスは、学生生徒の修学旅行、宗教団体等の堅実な輸送を主とし、そのほか庶民が年一、二回

この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

第九一七号 昭和四十年二月二十二日受理
入場税撤廃に関する請願

紹介議員 青柳 秀夫君

第九一八号 昭和四十年二月二十二日受理
入場税撤廃に関する請願

紹介議員 柴田 栄君

第九二三号 昭和四十年一月二十三日受理
入場税撤廃に関する諸願

講演者　名古屋市千種区今池田一八二四
池スター映劇内川瀬善照
紹介議員　草葉 隆圓君

第九四一號 昭和四十年二月二十四日受理

入場税撤廃に関する請願
請願者 名古屋市中村区大閻通九ノ一株式
会社大閻映画劇場取締役社長 中

紹介議員 近藤 信一君

昭和四十年二月二十四日受里

バナナ輸入関税すべき置に關する請願

**第九一六号 昭和四十年一月二十一日受理
入場税撤廃に関する請願**

講演者
名古屋市千種区覚王山通り三ノ一
六今池劇場内 林実
紹介議員 成瀬 優治君

昭和四十年三月十六日印刷

昭和四十年三月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局